

鳥取市新たな園芸品目育成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市新たな園芸品目育成事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、新たな園芸品目等により地域の特性を生かした特産物を育成する取組や県育成イチゴ品種に係る単収・品質の向上及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備に向けた取組を支援することで、農業生産額の向上を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業等）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1欄に掲げる事業とする。

- 2 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りではない。
- 3 補助事業の実施に当たっては、別表の第6欄に定める要件を満たさなければならない。また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。

（交付対象者）

第4条 本補助金の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

（補助金の額の算定）

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とする。）と、同表第5欄の上限額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除

税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額の変更以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告の時期等）

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに様式第2号により市長に報告を行うこととする。この場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具等

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により補助事業者が取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

2 次の要綱は、廃止する。ただし、同要綱の規定により令和6年度において交付決定を受けた補助事業については、なお従前の例による。

（1）鳥取市園芸産地活力増進事業費補助金交付要綱（平成27年4月17日制定）

(2) 鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業費補助金交付要綱（令和2年6月25日制定）

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 対象事業		2	3	4	5	6
細事業名	内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額 (補助金)	その他
新たな園芸品目試作支援事業	地域の特色を生かした特産物を育成する試行的な取組支援	生産組織、農業法人、JA、農業者等 (認定新規就農者は除く。) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする。	新たな園芸品目等の試作に要する経費 ・新規園芸品目等の生産に必要な種苗費、資材費、機械等のレンタル料、視察、調査、専門家の招聘に要する経費(旅費、謝金等)など ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、機械及び建物の購入は除く。	1/2 複数市町村にまたがる場合は1/3	最長2年間 合計で 75万円/ 事業実施主体	・パイプハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済又は民間の建物共済、損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。 ・国の産地生産基盤パワーアップ事業(以下「国事業」という。)の対象となる場合は、優先して国事業を活用しなければならない。
園芸振興品目産地化支援事業	地域で振興する園芸品目等の産地化を推進する新たな取組の支援	生産組織、農業法人、JA、農業者等 (認定新規就農者は除く。) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする。	地域で振興する園芸品目等の生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成や産地化など定着・規模拡大などを行う新たな取組に必要な経費 ・パイプハウス(リース含む。)、生産に必要な機械・施設の整備(リースを含む。)等 ・共同出荷施設の整備や農作業受委託などの新たな仕組づくりに必要な経費等 ・排水対策など土壌改良に係る経費等 ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。ただし、排水対策等の農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な機械は対象とする。 ※原則、パイプハウスの導入に当たっては、鳥取型低コストハウスとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱いとする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする。 ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする。 ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする。	1/2 複数市町村にまたがる場合は1/3	最長2年間 合計で 375万円/ 事業実施主体	
県育成イチゴ品種生産拡大支援事業	県育成イチゴ品種「とっておき」・「堅しろう」の生産・規模拡大するための施設設備・機械等の導入を支援	農業者、農業法人等	イチゴ品種「とっておき」又は「堅しろう」の栽培に用いる機器・施設設備等の導入に要する経費 (1)生産向上対策 ・炭酸ガス発生装置、暖房機など収量・品質等生産性を向上する機械装置等の導入経費 (2)産地規模拡大 ・パイプハウス、高設ベンチなど規模拡大を行う施設設備等の設置経費 ※原則、パイプハウスの導入に当たっては、鳥取型低コストハウスあるいはイチゴ大型低コストハウスとする。	1/2 複数市町村にまたがる場合は1/3	(1) 52.5万円/ 事業実施主体 (2) 375万円/ 事業実施主体	

※工事費又は委託費については、県内事業者が施工し、又は実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

年度鳥取市新たな園芸品目育成事業計画及び収支予算(事業実績及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容
細事業毎に別紙1～3のとおり

第3 事業費の内訳

対 象 細 事 業	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		市 費	その他 ()	事業実施主体	
	円	円	円	円	
合 計					

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市町村費 その他() 事業実施主体	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日
年 月 日

第6 県内事業者への発注(工事請負費、委託費に限る。)が困難である場合の理由

第7 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)
いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事 業 名	
事 業 内 容	
補助事業所管部署名	
連 絡 先	

注) 当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

第8 消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)
※いずれか該当するものに○をしてください。

第9 園芸施設共済等への加入状況(加入済・今後加入予定(年 月)・対象施設を導入しない)
※パイプハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入すること。

別紙1（新たな園芸品目試作支援事業）

事業の内容

事業実施主体名

1 計画の概要

※目的、事業の必要性、将来展望等について具体的に記載すること

2 計画(実績)内容

生産組織及び 取組農家	品目名	現状(年)		事業実施年度生産計画(年度)			
				計画		実績	
		面積(a) 数量等	販売額(円)	面積(a)・数量等	販売額(円)	面積(a)・数量等	販売額(円)
(組織名)							
取組農家							
合計							

※面積、販売額等は、組織全体及び取組農家の事業に係る品目の数字を記入すること

3 事業内容(実績)

項目	対 象 目	取組農家		数 量	事業費	負 担 区 分			
		戸数	面積			県 費	市町村費	その他	事業実施主体
		戸	a		円	円	円	円	円
計画									
実績									
合 計									

※計画時には実績欄は空欄とする

添付資料

・生産組織等の場合は、規約等及び構成員一覧

・位置図

・現況写真

・事業費の積算根拠がわかる資料(見積り、カタログ等)

・県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料

・融資計画(別記、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合)

・これまでに事業を実施した場合は、これまでの交付決定通知書の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

事業の内容

事業実施主体名	
---------	--

1 計画の概要

※目的、事業の必要性、生産体制づくりの方針、販売方法等について具体的に記載すること

2 計画(実績)内容

生産組織及び 取組農家	品目名	現状(年)		目標(年)		事業実施年度生産計画(年度)			
						計画		実績	
		面積(a) 数量等	販売額(円)	面積(a) 数量等	販売額(円)	面積(a) 数量等	販売額(円)	面積(a) 数量等	販売額(円)
(組織名)									
取組農家									
合計									

※面積、販売額等は、組織全体及び取組農家の事業に係る品目の数字を記入すること

※目標には事業実施2年後の目標値を記載すること

3 事業の効果

※耕作面積・数量・販売額の増加、地域振興園芸品目等の導入などについて、具体的に記載

4 事業内容(実績)

項目	対 象 品 目	取組農家		数 量	事業費	負 担 区 分				備 考
		戸数	面積			県 費	市町村費	その他	事業実施主体	
		戸	a		円	円	円	円	円	
計画										
実績										
合 計										

※計画時には実績欄は空欄とする

添付資料

- ・生産組織等の場合は、規約等及び構成員一覧
 - ・実施設計書(又は出来高設計書)
 - ・位置図
 - ・現況写真(又は完成写真)
 - ・事業費の積算根拠がわかる資料(見積り、カタログ等)
 - ・パイプハウス、果樹棚、灌水設備については受益者、設置面積、仕様等の詳細が分かるもの
 - ・特定の機種を選定する場合は「機種選定理由」
 - ・県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料
 - ・融資計画(別記、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合)
 - ・これまでに事業を実施した場合は、これまでの交付決定通知書の写し
 - ・パイプハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は園芸施設共済の加入証書又は加入申請書の写し
- ※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

事業の内容

事業実施主体名

1 栽培計画(実績)内容

品種名	面積(a)、単収(kg/a)、販売額(千円)等 ※目標とする項目を記載		
	現状 (年度)	目標 (年度)	事業実施年 (年度)
とっておき			
堅しろう			

※事業を行う品種の数値のみ記載すること。
※目標は、事業実施2年後の数値とし、現状より面積、単収、販売額等いずれかが増加する計画とすること。
※現状は、前年度実績を記載すること。
※計画時には現状と目標の数値を、実績時には現状、目標、事業実施年の数値を記載すること。

2 事業の内容(実績)

(1)生産向上対策

項目	導入面積	数量	事業費	負担区分				備考
				県費	市町村費	その他	事業実施主体	
	a		円	円	円	円	円	
		合計	円	円	円	円	円	

※項目には、事業により予定している施設や機械、資材等を記載すること。
※導入面積には、本事業により機械、資材を導入する面積を記載すること。

(2)産地規模拡大

項目	導入面積	事業費	負担区分				備考
			県費	市町村費	その他	事業実施主体	
・ハウス(○m×○m)	a	円	円	円	円	円	
・高設ベンチー式 (○m×○本)							
	合計	円	円	円	円	円	

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別記様式に融資の内容を記載して添付すること。

添付資料(申請時)・生産組織の場合は規約および構成員一覧

・事業費の積算根拠がわかる資料(見積り、カタログ等)

(実績報告時)・事業費が確認できる資料(見積書、請求書、領収書等)

・パイプハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写し

※交付申請時に添付する場合は、実績報告時は省略可とする

別記

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けよう とする金額	償還年数	その他

年 月 日

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度新たな園芸品目育成事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった新たな園芸品目育成事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|---|
| 1 | 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | , | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 4 | 補助金返還額 (2 から 3 の額を差し引いた額) | 金 | , | 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 (写し)

様式第 2 号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 補助事業者の氏名又は名称
- 2 補助事業者の住所又は主たる事務所の所在地
- 3 補助事業者の代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経 費 の 内 訳							

- （2）課税売上割合 %
- （3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法